

(別表)

## 介護老人福祉設 逗子清寿苑 「利用料金表」

### 料金表の見方

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分(4級地)の12%を乗じて金額を出し、その1割又は2割が自己負担金となります。  
負担割合については毎年8月1日に更新される市町村発行の負担割合証に記載されてます。
- ※ 加算額欄の○項目に関してはすべてのご利用者に加算させていただきます。(△は要件によりどちらかを加算)
- ※ その他の加算額につきましては個別加算となるため請求書の「介護サービス費内訳」をご確認ください。

### 1. 介護サービス費

平成30年4月1日

項目	金額と単位数 (金額は小数点以下切り捨て)				
	個室(円)	個室(単位)	多床室(円)	多床室(単位)	
基本額 (1日)	要介護1	¥5,870	557	¥5,870	557
	要介護2	¥6,587	625	¥6,587	625
	要介護3	¥7,325	695	¥7,325	695
	要介護4	¥8,042	763	¥8,042	763
	要介護5	¥8,737	829	¥8,737	829

(2)	項目	加算名		円	単位	内容の説明	
	△	看護体制加算(Ⅰ)		¥42	4	常勤看護師を1名以上配置	施設の体制により(Ⅰ)または(Ⅰ)+(Ⅱ)を算定
	△	看護体制加算(Ⅱ)		¥84	8	常勤看護師を入居者25名に対し1名以上配置	
	○	栄養マネジメント加算		¥147	14	常勤の管理栄養士を1名以上配置し個別栄養ケア計画を作成	
	△	夜勤職員配置加算(Ⅰ)		¥137	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置	施設の体制によりどちらかを算定
	△	夜勤職員配置加算(Ⅱ)		¥168	16	上記(Ⅰ)に加え各痰吸引が実施できる介護職員を配置	
	○	口腔衛生管理体制加算(1月につき)		¥316	30	口腔ケア計画を作成し月に1回以上口腔ケアを実施	
	○	日常生活継続支援加算		¥379	36	新規入所者の介護4, 5の割合が70%以上 介護福祉士の割合が入所者6名につき1名の配置	
	○	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+各加算額の総単位数×8.3%				
		入院時、外泊時加算		¥2,592	246	入院、外泊をした場合1月に6日を限度に加算	
		初期加算		¥316	30	入所、1カ月以上入院し再入所した場合30日を限度に加算	
		看取り介護加算	当日	¥13,491	1,280	看取り計画を作成、管理した利用者が施設で亡くなられた場合	施設の体制によりどちらかを算定
				¥16,653	1,580	看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合	
			前日、前々日	¥7,167	680	常勤看護師の1名以上の配置と24時間の連絡体制、施設整備	施設の体制によりどちらかを算定
			3日前～30日前	¥8,221	780	看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合	
		配置医師緊急時対応加算		¥6,851	650	早朝・夜間の診察(看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合)	
				¥13,702	1300	深夜の診察(看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合)	
		認知症行動・心理症状緊急対応加算		¥2,108	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算	
		個別機能訓練加算		¥126	12	個別機能訓練計画に基づき訓練を行っている場合	
		若年性認知症者受入加算		¥1,264	120	若年性認知症を受け入れた場合	
		退所前後訪問相談援助	各1回	¥4,848	460		
		退所時相談援助	1回	¥4,216	400	退所に係る相談援助	
		退所前連携加算	1回	¥5,270	500		
		経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき)	¥4,216	400	経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の下、管理栄養士が栄養管理を行う	
		経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき)	¥1,054	100	(Ⅰ)を算定しており多職種において行う食事の会議等に歯科医師等が加わった場合	
		経口移行加算		¥295	28	経管により栄養摂取している利用者が計画作成、管理のもと経口摂取を実施	
		療養食加算		¥242	23	医師より発行された食事箋に基づく療養食の提供	
		口腔機能維持管理加算(1月につき)		¥948	90	体制加算+歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを実施した場合	
		在宅復帰支援機能加算		¥105	10	家族、居宅介護支援事業者への連絡、調整、情報提供	
		在宅、入所相互利用加算		¥316	30	在宅の方が3ヶ月を限度として複数名で居室を利用	
		感染症等による個室利用				医師の判断により30日を限度に基本料金算定	
		著しい精神症状による個室利用				医師の判断により基本料金算定	
		認知症ケア専門加算(Ⅰ)		¥31	3	認知症専門研修修了者と定期的なチーム会議	
		認知症ケア専門加算(Ⅱ)		¥42	4	上記に加え研修計画の作成と実施	
		医師(常勤)配置加算		¥263	25	常勤専従の医師を配置している場合	
		精神科医加算		¥52	5	月2回以上精神科医による療養指導が行われている場合	
		障害者生活支援体制加算		¥274	26	専従の障害者支援の生活支援員を配置している場合	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		¥189	18	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上	
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		¥126	12	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		¥63	6	看護・介護職員総数のうち常勤職員が75/100以上を占める	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		¥63	6	勤続年数3年以上の職員が30/100以上	

2. その他の費用

(1) 居住費・食費 (1日)

負担限度額認定の段階			※注1 居住費 (円)		※注2 食費 (円)
			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	370	420	390
第3段階		第1、第2段階以外の方	370	820	650
第4段階		上記以外の方	884	1229	1,614

※ 外泊及び入院中も居住費はお支払いいただきます。☒

(2) その他のサービス費 (自己負担となります)

サービス内容	利用料金	
運営基準で定められたもの	日用品費	実費
	教育娯楽費 (外出行事費)	1行事につき ¥1,000
	(クラブ活動費)	材料費の実費
	健康管理費	※注3 予防接種等実費
	預かり金の出納に関する費用	1カ月につき ¥1,500
	私物の洗濯代	外部クリーニング店を利用した場合実費
	理美容代	実費
	特別な食事	実費
通常のサービス提供の範囲外	通院介助	施設車両利用の場合は協力医療機関迄の距離を減じて往復5km以内 ¥1,400、10km以内 ¥2,800。これ以上の場合1km毎に ¥280加算し高速代は別途実費 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます
	入院期間中の援助等での付き添い	4時間未満 ¥6,500 + 1時間毎に ¥1,000の加算し交通費は別途実費
	外出介助 (送迎含む)	通院介助に同じ
	旅行の付き添い	付き添い1名につき1日 ¥10,000とし、交通費は別途実費 (施設車両使用の場合は通院介助と同額)
	電気代 (1日あたり)	持ち込み電化製品1品あたり ¥30

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護5	部屋の種別	多床室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	-------	---------	----------	------

	単位	日	1カ月当たり (単位)	
基本額	829	×	30	= 24870
日常生活継続支援加算	36		30	= 1080
看護体制加算II	8		30	= 240
夜間職員配置加算II	16		30	= 480
栄養ケアマネジメント加算	14		30	= 420
口腔機能維持体制加算				30
介護職員処遇改善加算	27120	×	0.083	= 2251
			(処遇改善加算の乗率)	
合計単位数				29371

介護サービス費 29,371 × 10.54 × 0.1 = ¥ 30,957 (小数点以下切り捨て)  
 0.2 = ¥ 61,914 (小数点以下切り捨て)  
 (地域区分加算) (自己負担割合) (自己負担金)

※ 看護体制加算II、夜勤職員配置加算IIを算定した場合です。(施設の体制により各加算がIになる場合もあります)

※ 自己負担金は保険負担分を引いた1割又は2割負担となるため上記計算と誤差が生じることがございます。

※ 毎月のご利用料金は **この介護サービス費** + **※注1 室料** + **※注2 食費** + **※注3 出納管理料** になります。

※ 居住費と食費は負担限度額認定の段階により変わります(その他の費用(1)を参照)